

元従軍看護婦から見た、留用された日本人

08K012 石橋 千尋

はじめに

忘れてはいけない、風化させてはならない記憶というものがある。一時で多くの人命を失ってしまう、甚大な被害をもたらした戦争や災害の記憶などだ。それらがどれ程のことを引き起こし、人に影響を与えたのかを忘れてはならない。

私が特に伝えていきたいと考えているのは、戦争の記憶である。戦争を私自身は経験したことはないが、伝えられている戦争の記憶を風化させてはいけないと思っている。

現在の日本に、実際に戦争を経験したことがある人はどれだけ残っているのだろうか。そして、経験があったとしても、60年以上前のそれをはっきりと記憶している人は、今ではもう少なくなりつつある。それも、二つの戦争を経験した者ともなると、そう多くはないのではないだろうか。

1945年に日本は終戦を迎えた。しかし、ひとつの戦争が終わった後も、もうひとつの戦争にかかわった人たちは少なからず存在していた。中国と日本との戦争が終わって、後に始まった中国国共内戦。この中で、国民党（「中国国民党」。以下、国民党で統一）もしくは共産党（「中国共産党」。以下、共産党で統一）の要請や命令によって、終戦後も中国に留まることになった留用日本人である。「留用」された彼ら／彼女らの戦争は、日中戦争の終結から中華人民共和国の成立に至るまで続くことになる。

私がこの「留用」について知ったのは、母方の祖父母（祖母、石黒（旧姓 岡本）三沙子、以下、岡本とする）が、実際に1945年から1953年まで中国で留用されていたことを語ってくれたためである。戦後、中国に取り残された日本人の記録はいくつかあり、特に残留孤児や残留日本人についての論議は多くなされ、記録も残っている。だがその中で、「留用された日本人」の記録は調べてみるとかなり少ないことが分かった。「大陸に残された日本人のうち、技術を持った人がそのまま留められ、留用された」という類の記録はある。しかし、どのように彼ら／彼女らが留用され、どのように活動していたのか、という記録が少ないのである。

日本の終戦後も、戦争の中で活動し続けることになった祖父母の経験と記憶に、私は興味を持った。このような中で、以後もこのテーマを研究しようとするならば、残っている時間はあまりないのではないか。当事者であった人たちは減り続けている。できるかぎりこの記録を残しておく必要があるだろう。

特に、祖母の岡本は日中戦争時の日本軍の従軍看護婦（現代の用語では看護師とすべきであろうが、あえて本論では当時の用語、看護婦を使用する）と、国共内戦時の八路軍の手術室勤務看護婦としてのふたつの視点を持っている。そのため、日中戦争について、岡本は日本側・中国側から見ることができた。

岡本の戦争の記憶は、1943年からの日中戦争と、終戦後の留用された国共内戦時のもののふたつがある。このうち、テーマとして「留用」を選んだのは、それが戦前・戦中の岡本の考え方を結果的に変え、今現在、彼女の考え方の基になっているからである。

「留用」について、この元・従軍看護婦であった祖母、岡本への聞き取り調査を通して、知りえたことを中心に据えて、「留用」とは何だったのか、なぜ「留用」されることになったのか、「留用」された人たちはどのような人物で、「留用」されている間はどのようにしていたのか。それらについて考えていきたい。

第1章 「留用」について

1. 「留用」の定義

まず、「留用」の定義について述べるところから始めたい。

中国のみならず各地域に取り残された日本人の処遇に関するものとして定められたものに「ポツダム宣言」の条文の第9条がある。そこには、「日本国軍隊ハ完全ニ武装ヲ解除セラレタル後各自ノ家庭ニ復帰シ平和的且生産的ノ生活ヲ営ムノ機会ヲ得シメラルヘシ⁽¹⁾」とある。しかし、この原則に反して、帰国ができなかった人たちがいた。その中に「留用された日本人」がいる。^(※1)

この「留用」とは、個人の意志にかかわらず、所在地の当局側の意思により残されることをさす。「残留」のように、戦後の混乱や各々の事情によって、ただやむなく残らなければならなかった人々ではない。

2. 留用の時期

ここで論ずる日本人の留用は、1945年に日中戦争が終わってから、1949年の中華人民共和国建国まで、またはその後数年の時期についてのものとする。すなわち、1937年から抗日戦遂行のために、国民党と共産党が協力体制にあった「第二次国共合作」が完全に崩壊し、両党の軍の間での戦闘（国共内戦）が勃発した時期にあたる。

3. 留用された人々

日本への帰国の希望がかなわず、中国で国民党・共産党に「留用」という形で残されたのは、主に各方面における技術者、専門家であった。

4. 留用の背景としてあったもの

留用がなされた背景には、軍民間問わず多くの日本人が残された中国で、国共内戦が勃発したことが挙げられる。当時、中国の国民党と共産党では双方とも、内戦の後方支援や、日中戦争で荒廃した国の復興のための人材及び資材が不足していた。中国共産党側の資料では、日中戦争において、死傷者は軍民あわせて3,500万人以上、直接経済損失は1,000億ドル、間接経済損失は5,000億ドルに上ったとされている⁽²⁾。

対日戦争が終わったも束の間、内戦に突入したが、人材不足は国共両軍とも共通した問題であった。各方面における熟練した大量の技術者の必要性は大きいものだった。しかし、戦時の混乱の中で、求められているだけの人員を、国内の中国人だけで確保することは、この上ない難題だったのである。

第2章. どのような人が、なぜ「留用」されたのか

1. 留用された人数

1945年、日中戦争終結当時、中国にいた日本人は、日本軍投降官兵・日本民間人含めて300万人を越えていたという⁽³⁾。そんな中、国民党・共産党ともに、日本人の留用を行っていたため、両方を合わせた正確な人数は不明である。当時、東北の国民党支配区にいた日本人は、家族も併せて約70,000人であった。一方、東北の中国共産党支配区における日本人留用者は、1948年10月の時点で、軍工部に2,000人、軍需部に1,000人、衛生部で7,000人、鉄道・工業と鉱山に3,000人、政府と公営工場に3,000人、私

営工場および自由生産者が6,000人と、計23,000人になる。だが、実際の人数は30,000人以上に上っていたと思われる。⁽⁴⁾

2. 留用された日本人に対する取り決め、政策

(1) 国民党の場合

国民政府では、「中国境内日本籍人暫定徴用通則」が定められた。

以下に参考資料から引用する。

1. 各接收委員会は、各部門の事業を接收する時、中国に残っている日本籍人員を必要に応じて徴用することができる。
2. 各部門が日本籍人員を徴用するとき、次の諸点を基準とする。
 - ① 中断できない事業でその技術を引き継げる者がいないこと。
 - ② 我が国にその技術が欠如していること。
 - ③ その者の徴用なくしては業務上の整理ができないこと。
 - ④ 状況が特殊で徴用の必要があること。
3. 徴用された日本籍人員の待遇は、連合国と日本国との平和条約を締結する以前は生活費のみを支給する。和平条約成立後に雇用を継続する必要がある場合には、別に給与を定める。
4. 徴用された日本籍人員は、中華民国の法令を遵守し、主管および首長の命令に服従し、職務に忠実を尽くすよう誓約書を提出しなければならない。
5. 各部門は徴用と非徴用の日本籍人員を別々に登記し報告する。
6. 徴用を許可されない日本籍人員は、一般の日僑の処理措置に準ずるものとする。⁽⁵⁾

しかし、敵国人であった日本人技術者を留用することに反対の立場をとったアメリカは、国民政府に再三にわたって干渉してきた。この圧力に対して、国民政府は以前に発布した対日本人諸政策に補足として、新たな3原則を定めた。

- ① 本国の企業と公共事業において、日本人技術者の雇用を必要とする場合には優秀な人員を選び、暫定的に雇用することができる。
- ② 雇用された日本人は中国人職員の指揮、監督下に置かれるものとする。
- ③ 技術的な作業が日本人技術者の下で暫時管理される必要が生じるときには、中国人職員を派遣しこれを監視させる上、管理任務を引き継ぐことのできる中国人職員を選出し、それに代えるようにしなければならない。⁽⁶⁾

この新たな3原則は、留用された日本人を管理職から追放することを求める形になっている。ただし、人材不足の中で、この原則がどこまで遵守できたかは不明である。

(2) 共産党の場合

共産党における政策では、東北民主聯軍総衛生部政治部の「關於目前緊急工作任務的指示」において方針が示されている。参考資料から、以下に引用しておこう。

第一が、日本人を敗戦した捕虜とみなして強圧的な態度で接し、またはその生活に必要な配慮を与えず、人格を尊重しない偏向、逆に、甘やかして行きすぎた要求にも無原則に妥協する偏向の克服である。

第二が、次の諸点から生活の面で日本人に気を配ることである。

- ① 日本人医師とその家族の食事面の待遇は中国人医師と同等にする。
- ② 日本人への報酬を月ごとに、可能であれば半月ごとに支払う。未払いの報酬は速やかに補う。
- ③ 家庭に困難があった技術者に配慮を与える。家族との同居を希望する者に対してはできるだけその家族を迎えて叶わせる。日本人同士の結婚は、仕事に支障がでない限り原則として許可する。
- ④ 病気にかかった日本人を親切に慰める。
- ⑤ 可能な限り日本料理を提供する。

第三が、次の諸点から日本人の人格を尊重することである。

- ① 中国人の風習を妨害しない限り、日本人が自らの民族的習慣を保つことを容認する。
- ② 親切で誠意を込めた態度で対応する。
- ③ 日本人女性にわいせつな行為をしない。
- ④ 日本人に暴言暴行はしない。

第四が、日本人の技術を重視し、それを高めることである。

- ① 熟練した技術を持つ人材（医師または看護師）を重視し、謙虚に彼らから学び取る。
- ② 技術力が低い、あるいは医療態度が悪い（いい加減な診察や消毒、介護など）、無責任な態度をとった日本人を厳粛に批判し、その誤りを正し、その技術力を高める。しかし、決してこれらの人を蔑視したり、憎悪したりすることはしない。

第五が、時を移さずに日本人の仕事に対する点検と指導を行うことである。

- ① 定期的に会議を開き、活動を報告する制度を確立し、それぞれの仕事ぶりを点検し、改良をはかる意見を発表させる。
- ② 昇格・降格の制度と賞罰の制度を実施し、模範的な行為を広げ、劣者を戒める。
- ③ 技術が未熟で能力の低い人を定期的に訓練し、その能力を高める。

第六が、日本人の思想を改造し、特に次の問題点を克服させることである。

- ① 日本の敗戦の要因に対する認識の低さ。
- ② 天皇制に好感を持つこと。
- ③ 東北民主聯軍の力に対する軽視と不信感。共産党と国民党の是非を区別できぬこと。
- ④ 仕事に専念できず帰国を要求すること。
- ⑤ 雇用満期後の留任に不満を持つこと。(7)

以下、人格の尊重や、技術の重視、仕事の点検・指導、思想の問題点を改造・克服などを細かに定めている。

3. なぜ、日本人技術者が留用されることになったのか

では、なぜ彼ら/彼女らは留用されることとなったのかを見てみたい。

この時期、中国は長期間に及んだ戦争のため、また、内戦を進める中で、中国国内における自国技術者・人材が、極度に不足していた。技術者が電信・水道・道路・郵政・水運・航空・鉄道などライフライ

ンやインフラストラクチャーを含む公共事業を正常に働かせるために不可欠だった。この解決策として、国民政府は日本人技術者を徴用することを示した。これに基づいて定められたのが、前記の「中国境内日本籍人暫定徴用通則」である。

一方、共産党側は、国民党側との戦いのため、各技術者・医療要員などに関して、より一層余裕がなかった。医療部隊は日中戦争の頃から不足していた。その貧弱な医療部隊が、国共内戦の開始による多くの死傷者への対応に、追いつかなくなってしまうという状況があった。使えるものは何でも使わねばならず、物資も人材も不足しているこのような状況下において、ある程度の技術と知識のある人材を確保し補充するためには、残留している日本人技術者を留用するのが最も効率的かつ効果的と考えられた。彼ら/彼女らを留用するにあたり、いくつか有利な点もあった。第一に、すでに技術を持っている日本人技術者であれば一から育てる手間が省け、即戦力となることができた。第二に、実践の中で、中国人技術者にその技術を学んでもらい、“次”の担い手になってもらうことができると考えられた。特に、国共内戦時において最も重要だったのが医療分野であり、各地で日本人医療関係者が留用された。

4. 留用された部門

留用された技術者として、どのような分野があるのか見てみると、工業・農業・銀行・郵便・鉄道・医療衛生・軍需産業・そのほか一般企業まで⁽⁸⁾広く存在していた。

岡本への聞き取り調査などを通して知り得た範囲でも、印刷所・電報電話局・発電所・化学工場・紡績・炭鉱・鉄鋼・病院に留用された日本人が多かったという。このほか、木工技術者も留用されていたようだ。技術者の留用が各分野にわたっていたことが、よく分かる。

この中で最も多く留用されていたのは、医療関係者である医師や看護婦だった。日本軍の降伏後に始まった国共内戦では、ひとりでも多くの医療要員の確保をすることが勝利のために両陣営とも急務であると考えられたからであろう。看護婦だけでも、民間の病院で働いていた経験のある元看護婦や、現地の看護婦養成所でまだ就学中であった者、そして日本軍の従軍看護婦だった者まで様々な人がいた。

5. 留用に至る経緯

どのように技術者であった彼/彼女らが留用されたのかというと、これまた様々なケースがある。

医療関係から見よう。まず、終戦後、大陸に取り残される形となった日本軍の「陸軍野戦病院」が、一時ソ連軍に病院ごと接收され、医療関係者はソ連軍の捕虜となった。その後、国共内戦による医療要員への需要から、両陣営のどちらかから申し入れされて留用されることになったというケースがある。また、満洲開拓移民団の一員として中国東北部に渡っていたものが、かつて日本、または現地の看護婦養成所で学んだ経験があるということで、開拓団から抽出されたという人もいる。さらには、「敗戦し、どんな状況になっているのか分からない日本に帰っても仕方がない」という理由で自主的に残ったもの、病院の幹部から一方的に残留を言い渡されたものなど、事情も多岐にわたる。

そのほかでは、どのような所で留用があったかを見てみたい。たとえば、技術者でいえば大連でのラジオ局技術部門での留用がある。ここにあったラジオ放送局は、1945年12月時点でソ連軍の支配下にあった。しかし、中国共産党はこれを大連市政府名義で接收した。しかし、機器を動かすための中国人技術者の人員不足により、当時そこで働いていた日本人技術者をやむなく留用することになった。技術部門のほぼ全員にあたるこの日本人技術者たちには元の職と給料を保障されていた。⁽⁹⁾ また、哈爾濱での接收では「ハルビン中央放送局」が1945年8月18日に、抗日連軍（後に東北民主聯軍の一部になる）とソ連軍とともに接收された。しかし、1946年4月23日からソ連軍が撤退を開始し始めた。その際、放送局に残さ

れていた中で最も性能の良かった3kwの放送機が「戦利品」としてソ連へ持ちだされて行った。この後、国共内戦が勃発し、中国東北部が国民党側に占領される中で、この放送局は佳木斯（チャムス）へ退くことになった。国民党勢力に機器を渡さないためである。残されていた日本人技術者を再三にわたり説得し、半ば無理やりに佳木斯へ彼らを派遣した。そして新たに東北新華放送局を設立したのである⁽¹⁰⁾。

以上の他にも、敗戦後の混乱で残留する中、財産や生活の糧を失ったりするなどして窮乏に陥り、作業員の要請があるという話を聞いて加わったケースもある。

このように、日本人の留用は日本敗戦とほぼ同時に始まった。旧満洲における主要機関の運営にあたって、日本人旧職員の協力が求められていた。しかし、この段階ではソ連側、共産党側、国民党側の間で三つ巴での技術者争奪があったという⁽¹¹⁾。ある病院では、半分は共産党側、半分は国民党側に別れて医療要員が接収されていた⁽¹²⁾。

以上のことを踏まえ、ある従軍看護婦、すなわち私の祖母の石黒の聞き取り調査を参考に、医療分野での留用について考えてみたい。

第3章 元従軍看護婦からの聞き書きより、 医療分野での留用の1ケース⁽¹³⁾

1. 聞き取り調査の対象

以下は、看護婦として中国共産党側に遼吉軍区第36後方病院の所属として留用された経験のある、祖母、石黒三沙子（旧姓：岡本。以下、岡本で統一する）から聞き取ったものである。この聞き取り調査で知り得たことを、当時の状況と照らし合わせながら記述する。

彼女は、和歌山市にある和歌山日本赤十字看護婦養成所を1943年3月に卒業し、日赤和歌山支部の所属となった。同年8月15日に大阪の港から病院船で、陸軍野戦病院の従軍看護婦として中国東北部熊岳城（遼寧半島西部、現・營口市。大連と瀋陽の間にある温泉地）へ向かった。当初の予定では、日本敗戦の直前にあたる時期に帰国できるはずだったが、戦況の変化により、敗戦まで中国に残っていた。その後、ソ連軍の捕虜となり、続いて東北民主聯軍（当時の呼び名は『八路軍』だったが、以後この名前で統一する）に加わった。結局、1945年の終戦時から1953年まで共産党側に留用されていたことになる。

(1) 敗戦から留用へ至る経緯

1945年8月8日に日本に宣戦布告し、9日に侵入してきたソ連軍が、彼女たちのいた熊岳城の野戦病院に来たのは8月19日のことだった。もうすでに8月15日には日本は敗戦していた。医療器具や薬品、そのほかのあらゆる物資などほとんどのものを持ちだされ、どこへ行くのか分からないまま汽車に乗るようにと移動命令が出た。7日7晩の間、汽車の中にいたが、毎日のように地元の人に襲撃され、残っていたわずかな私物もほとんど全部失くした。

8月末に奉天駅（現・瀋陽）に着き、降ろされる。傷病兵、衛生兵、軍医、従軍看護婦、それを守る兵隊たちなど全員が、ひとつの小学校に収容された。食料は少なく、ソ連軍から配給される芋やコウリャンで食いつないだ。

11月、ソ連軍が引き上げ始める前に、収容された者のうちの半分は瀋陽のかつて陸軍病院だったとこ

ろに移動させられ、若い人や看護婦はかつてその分院だった北陵というところへ移動させられた。

同月23日、東北民主聯軍から幹部らしき人と通訳の二人が、この北陵の分院へ「手術室の勤務ができる看護婦が5人欲しい」と依頼に来た。彼らの中に経験のある医療技術者がおらず、いるのは実戦経験のない衛生部幹部である部長のみだったという。残りは素人の志願者を寄せ集めて、看病させていたが、手術ができる人はいないという状況だったらしい。「協力してほしい」との依頼であったが、戦争に負けた後であり、「八路軍の捕虜になるんだ」と思っていた。しかし、日本の敗戦となった状況では、帰国できるかどうかすらも不明であった。上官からの命令で行くようにと言われたため、要請された手術室勤務の婦長1名、看護婦4名のうちの一人として行くことになった。

この時、要請されていたのは、戦場において即戦力となる手術室勤務に熟練した医療従事者であった。このような人材がそもそも少なかったためである。それ以外の要請はなかった。また、部隊長もこれ以上人を出すつもりはなかったらしいが、衛生兵の石黒（のちに、岡本と結婚する男性）はこれに同行することを希望した。石黒（当時兵長であった）は薬局勤務の衛生下士官で、漢方や調剤などの教育を受けていたため、衛生薬剤部の一員として加わり、同行することになった。このほか、彼の同年兵で、病理検査担当だった衛生兵も加わった。部隊長の反対を押し切ってまで同行を選んだのは、彼らも同じく「看護婦たちは捕虜として連れて行かれる。ならば、彼女たちを守るために自分もついて行こう」と考えていたためであったという。当時、「八路軍は匪賊」と考えられていた上、このように、一応は「依頼」「要請」という形であったものの、留用される側にとっては、「自分たちは負けたのであり、これは捕虜として命令されたと同じことである」と受け止めていたという。

同日の夕方に旧陸軍病院分院を出発、軍服の支給と姓名の確認を受け、八路軍西満军区衛生部隊（後に遼吉军区第36後方病院へ発展する）の所属となった。

以上のことから、日本の敗戦により、「日本」という抛るべきものを失い、敗戦国民となった事実が、留用に際して彼らの意識にどう働いたのかがここから読み取れる。留用が行われる中で、自分たちは敗戦した側だという彼らの意識は、留用する側にとれば実に都合がよかったであろう。「依頼」「要請」という形であったとしても、留用される側にとってはかなりの強制力を持って捉えられていたといえる。

(2) 歓迎と東方遙拝

出発の日が来た。荷物を運べるようにと馬車が用意されていたが、誰も荷物などは持っておらず身ひとつであった。瀋陽の街中は国民党軍が占領していた。それを避けるように周囲郊外の暗い夜道をカンテラひとつに徒歩で進んでいた。真夜中になり、馬三家という4、5軒の民家しかない小規模な集落にたどりつき、その民家で夜を越すことになった。オンドルのある民家で、食事として暖められたコウリャンと豚汁を出され、防寒のために毛布や股引きも配られた。「なぜ捕虜に対してこんな扱いをするのか？」と彼女たちは首をひねったという。

約1週間後の朝、徒歩で新民へ到着した。そこには別れたはずの元の病院の医療関係者たちが集まっていた。新民で汽車に乗り、移動を始めた。しかし、戦禍と混乱で、朝陽へたどりつくまでに行っては戻りを繰り返していた。しかし、朝陽についた時点で、すでに赤峰は国民党側に押さえられていると判明し、再び阜新へと引き返すことになった。

阜新で下車したのは1945年12月31日の大晦日であった。その年越しの晩に、西満军区衛生部長が日本人技術者歓迎会を主催して料理屋に集められ、中華料理がふるまわれた。衛生部長から「国際友人の皆さんようこそいらっしゃいました」と挨拶があり、捕虜へのあいさつとして不思議なものだ、という思い

がした。

翌1946年1月1日の早朝、岡本たち日本人は、集まって「東方遙拝」を行った。しかし、中国人は、特にこれを止めることはなく、黙って見ていた。

以上のことから、留用されたものは、この時はまだ「自分たちは捕虜である」と意識していたこと、故に、歓迎会を開かれるなど丁寧な扱われることに当惑していたことがわかる。また、敗戦後も「東方遙拝」を行っていたことについて、何も言わなかったことにも首をかしげ、訝っていたことがわかる。

(3) 病院づくりと手術室勤務

1946年の正月に、配給された毛布や下着、医療器具や医療材料、そのほかあるものを持って、阜新を発った。冬の中国東北部、弾が飛び交う中を北部に向かって進んだ。

阜新から、北東へ直線距離にしても250kmのところにある、鄭家屯（現双遼市）へ法庫をこえてたどり着いた。草原の色から推測して、まだ寒い時期と推測されるが、法庫から草原地帯を移動していた時期に、岡本は用便のため寸時、隊列から離れたことがあった。その際、遠くから多くの騎兵隊がやってくるのが見えた。掲げられていたのが国民党側の「晴天白日旗」であったため、とっさに近くの小溝に飛び込んで姿を隠した。騎兵隊は岡本に気付かず、溝の上を飛び越えていったが、その後ろに取り残された岡本は「敵陣地の中に入ってしまった」とあわてた。幸い、彼女がいないことに気付いた通訳が探しに来てくれたため、無事に隊列と合流ができた。

鄭家屯で病院をつくることになり、住人が逃げて空き家になっていた家を利用して、野戦病院とした。春から夏にかけての数ヶ月を、鄭家屯とその周辺を行き来しながら過ごす。季節以外、聞き取り調査では正確な時期が分からなかったが、これはおそらく1946年4月から6月にかけてのころではないかと思われる。

この後、鄭家屯に国民党軍が向かって来たため、後に考えてみれば、鉄道の沿線と並行するように、沙漠地帯を徒歩で北上していったことになる。移動は基本的に徒歩であった。鉄道を使うことはめったになかった。乗車することがあっても汽車は行っては戻りを繰り返す、半日で着くはずのところへ移動するのに一週間かかった。

これを見れば、人員を鉄道で運ぶよりも徒歩で移動した方が早かったと推察される。

鄭家屯を発ったのは夏から初秋にかけての頃だったが、この時、発疹チフスが流行するという問題が発生していた。背後から国民党軍が迫ってくる中で、動かすことができないほどの重病もしくは重症患者は布団などで巻きにし、荷車に載せて逃げたという。

1946年10月から11月にかけて、国民党軍に通遼や開魯などが占領され、共産党側にとって、遼吉地区の形勢が悪化した。後に合流することになる、洮南にあった遼吉軍区衛生学校は、内モンゴルの突泉県へ移されており、1947年6月1日になり、やっと洮南へ戻ることができた⁽¹⁴⁾。

岡本が所属していた第36後方病院は、この遼吉軍区衛生学校とともに行動した。1947年の3月、4月ごろに突泉県北部にある、三方を山に囲まれた四家子で駐屯する。衛生・医療材料を管理する薬局は、物資の安全を確保するため、前線に近い四家子ではなく、2、3山を越えた地域に置かれた。しかし、後に突泉へ移動した。しかし、岡本たち救護班は四家子で春の間、野戦病院として活動を続けた。

晩春が間近に迫ってくる頃、四家子を発った。汽車に乗るために、白城へ向かう途中でペストが発生し

たのか、白城・洮南周辺で焼かれている集落をいくつも見るようになった。ペストが発生した集落は、他地域へ感染を広げないために、集落ごと焼いているのだという。岡本が所属していた衛生部隊に合流していたものの中に子供連れの日本人女性がいた。そのひとりがペストに罹患し、「母を失くすことになる、この子をつらい目にあわせるよりは、このまま一緒に死ぬ」と、自分の赤ん坊を抱いてはなさなかった。

この時のペストについてだが、錦州医学院校史にその記録が残っている。以下のその文を和訳、引用する。

日本軍が投降する前、731部隊がその施設を破壊し、細菌を撒いていった。そして1947年に我が軍（東北民主聯軍）が夏秋攻勢をかけた時、西満地区で鼠疫（ペスト）が大流行した。東北党政軍指導機関は、緊急措置として、東北防疫委員会を組織し、「鼠疫防止令」を發布。この指示に従い、学院は直ちに鼠疫防止医療隊を結成し、通遼の疫区に衛生を宣伝するために赴き、「防疫保命」運動参加者を増やし、疫病の根源を撲滅し、治療活動を行った。⁽¹⁵⁾

ペストが蔓延している中を通り、白城から興安盟へ汽車で向かうが、かつての赤峰と同じく、途上で現地が国民党側に占領されたことを知り、白城へ引き返した。この後、白城と洮南を行き来し、初夏に洮南で病院を建設することになった。

この時期（1946年-1947年）は、国共内戦が始まったばかりの頃であった。四平は長春鉄道、四洮鉄道、四梅鉄道が交差する北満鉄道交通と経済の要であり、軍事的にも重要な位置にあった。四平の防衛戦は国共内戦中に何度も繰り返された。1946年4月5日から5月18日までの防衛戦では、共産党側は長春から南下し、国民党側は法庫、開原などから北上し、四平とその周辺で戦闘が繰り返された。岡本らが法庫周辺で国民党の騎兵隊とすれ違った後の頃にあたる。この際の防衛戦では、18日夜に共産党側が四平から撤退し、8,000人余りの死傷者を出して終わった⁽¹⁶⁾。

1947年5月13日から、共産党側は東北において夏季攻勢をかけ始めた。四平は6月11日から7月1日まで戦闘にさらされた。国民党遼北省政府の駐地であった四平でのこの時の攻防戦では82,000人の死者を出した⁽¹⁷⁾。この前線が激戦地になっている際、後方の白城・洮南周辺ではペストが大流行し始めていた。移動中だった岡本らはいくつか焼き払われている集落を見かけている。ペストのさらなる蔓延を防ぐための指示で防疫隊が結成された。

1946年から、岡本は本格的に東北民主聯軍衛生部の手術室勤務の看護婦として働きはじめることになった。気候の厳しい冬季も、前線とともに病院も移動する強行軍だった。岡本の受けた印象では、「東北民主聯軍は負けていて、ひたすら退却している」状況だった。

また、岡本が覚えている限り、中国伝統の漢方医は一人もいなかった。

この内戦勃発後1年間、国民党側に112万人の被害が出た。それに対し、共産党側の兵士は75万人増加している。共産党側は、国民党側の支配地が「点と線」に止まるよう分散・補給路の引き延ばしをもくろむ戦術をとっていた。しかし、1947年3月には共産党の所在地だった延安が国民党側に占領された⁽¹⁸⁾。

(4) 洮南、四平、錦州で病院の建設期

1947年当時、高いレベルの高い医師・看護師の養成のため、医学院をつくることになった。内戦の激化に対処するためである。7月に、遼北省人民政府行政区域の洮南地区李家公館に遼北医学院がつくられた⁽¹⁹⁾。

1947年12月31日、病院にて、岡本は元衛生兵であった石黒と結婚する。このころ、東北民主聯軍内での規律では中国人兵士の結婚は禁止されていたが、留用された日本人に関しては、仕事に支障がないのならば許可されていた。留用日本人は医療要員の中で、多くを占めていたため、彼らに対する政策は具体的に東北民主聯軍総衛生部政治部の「關於目前緊急工作任務的指示」において方針が定められていた。

この政策は、岡本が体験した限り、かなり忠実に守られていたようである。

1948年6月、岡本は洮南から四平に移った。落ち着いてからは、婦長として看護婦たちの教育にあたるようになった。このころまでに、診断・治療の必要性から中国語をほぼ使いこなせるようになっており、中国人看護師たちとの意思の疎通も可能になっていた。

翌1949年1月、「第36後方病院」は、軍から地方政府へ管轄が移り、「遼北省立医院」と改称した。同年の5月、遼北省の行政区は新たに遼西省、遼東省、吉林省、内モンゴル自治区（一部地域のみ）に再編された。7月には、「遼北省立医院」（岡本が所属していた元第36後方病院）の大部分は、四平から錦州へ移動し、「遼西省立医院」として新たな病院を作り上げた⁽²⁰⁾。

2. 以上の状況の背景

(1) 1948年3月に、国民党の支配地であった四平が陥落している。1947年12月から始まった冬季攻勢の一環で、翌年3月13日に四平を取り囲む形で攻撃を開始し、19,000人の死者を出して共産党側が勝利した。⁽²¹⁾ 1948年秋には、共産党の勝利が予想される段階に入った。9月の遼瀋戦役で11月2日、共産党は勝利。ここで東北全域を共産党側が占領することになる。日本の敗戦から3年たった頃である。この後、1949年1月に江蘇の徐州地域を占領。同年の1月31日に北平（現・北京）に入城した⁽²²⁾。

(2) 岡本には、結婚の数ヶ月後、「遼北医学院」と「第36後方病院」という病院建設のため、3月に「解放」された四平へ向かうよう遼吉軍区衛生部から命令が下った。結婚した薬局勤務の石黒と、婦長となった病院勤務の岡本はどうするかで一時もめたが、最終的に石黒は突泉へ、岡本は四平へ移動することに決まった。国共内戦の中でも激戦区であった四平の惨状はすさまじく、病院の建設の前に、多くの遺体を片付けなければならなかった。四平市内にある師範学校・病院にも多くの弾痕が残り、修復作業も自分たちの手で行う必要があった。この作業の中で、妊娠していた岡本は早産してしまう。上司は「結婚そうそう引き離してしまった病院側の責任だ」と、赤ん坊は日本式に葬っても構わないと言ってくれたそうである。その後、できる限り夫婦で同じ所に勤務ができるように心配りがなされたという。

第2章ですでに述べたが、共産党の留用日本人に対する政策の第二と第三にあげられている、「生活の面で日本人に気を配ること」、「日本人の人格を尊重すること」が確かに実行されていたようである。岡本が所属していた「第36後方病院」が地方政府へ管轄が移ったことにより、身分が軍の衛生部所属から政府要員となった。この時、給料が供給制から俸給制に変わる。

3. 中華人民共和国建国から帰国まで

移動先の錦州も四平と同じく、国共内戦の激戦区のひとつであった。しかし、状況も落ち着き、安定してきたため後進の育成に重心が移った。彼女の属していた「遼北医学院」がこの錦州に移動し「遼西省立医院」と名を変えた。彼女は、ここで自分の持っている技術を中国人に教える任務に就くこととなる。

錦州には多くの日本人が残留または留用されて残っていた。市内には、「錦州市立病院」というもう一つの病院があった。錦州で岡本は、同様に留用されていた元関東軍軍医少尉（内科）の医師の新山と、近

隣に在住する日本人を集めて、「日本人会」を結成した。活動内容は学習会、演劇会、映画上映会など、「やってみたい」と意見の上がるものは何でも主催した。映画上映会では、「箱根風雲録」のフィルムがあるらしいという話を聞き、貸し出してもらうために、本溪まで汽車で行ったこともあった。学習会は、「自主的に」毎日朝夕に開いていた。この主催者も、たいていは新山か岡本であり、「錦州日本人会」の朝夕の自主学習会はきちんと行うことができるよう保障されていた。

学習会の内容としては、「なぜ、我々は戦争をしたのか」「天皇制とはなんだったのか」「共産党と国民党の違いは何であるのか」などで、中国側としてもこのような議題であるならば、なんの問題もなかったのだろう。むしろ、以前に定めた政策内容（克服すべきとされた日本人の思想問題点）と一致する点が多く、この動きは奨励されていたとみていい。共産党による強制はなかったが、自発性を装った思想教育・思想改造のためだと思われる。

1950年7月18日、ソ連から中国へ969名の日本人捕虜が、戦犯として送られた。呼蘭監獄（ハルビンの北20kmのところにある）では、朝鮮戦争停戦のニュースが伝わった後から、80余名の学習組織がつくられている⁽²⁴⁾。

1949年10月1日、中華人民共和国の成立が、毛沢東主席によって宣言された。錦州はこの日、一日中だれもが大通りへでて、踊っていたようだ。この時に、共産党側に留用された日本人は、今度は戦勝者として勝利を味わうことになった。

岡本はまだ帰国することはできなかったが、日本へ郵便を出すことが可能となり、故郷へ無事を知らせる手紙を出すことができるようになった。また、給料も現物支給ではなく、月給を受け取れるようになっていたので、給料の半分を日本の家族へ送金もできた。

1951年9月、岡本は自分が留用されて働いていた「遼西省立医院」にて男児（私の伯父にあたる）を無事出産した。初めて生まれた子供ということで、この長男は「病院の子」として病院の関係者たちに可愛がられて育った。この頃、岡本は家事兼子守り役の中国人を雇用していた。

1953年6月、中国紅十字会が中国に残っていた日本人の帰国業務を負うことが決まり、岡本は天津から出港する第3次引き上げ船・興安丸で日本へ帰国する。『錦州医学院校史』には、「解放戦争から建国後に至るまで、わが校に留まり働いてくれていた日本国籍の方が、この1953年、全員帰国した。この日本の友人たちは長年わが校で働き、教え、医療の仕事に貢献してくれた⁽²³⁾」と、17人の名前とともに記されている。

日本への送金に関しては、特に問題はなかったらしい。1946年1月に、国民政府行政院外交部から「日本に家族がいる留用日本人は給与の半分を仕送りしていいか」という件に対し、特に問題がないという回答がでている⁽²⁵⁾。

岡本が錦州へ移った1949年7月当時は、渡江戦役（同年4-5月）も終わり、共産党の勝利確定になっていた時期にあたる。

第4章. 留用とはなんだったのか

1. 留用の中での活動

ここで一度、岡本が留用された中で、具体的にどのような活動をしていたのか、野戦病院での活動がど

のようなものであったかをまとめておきたい。以下、洮南における1947年ごろの活動の聞き書きをまとめた。

野戦病院では、①留用された医師、②手術室勤務であった岡本たち看護婦、③医師としての技術を学ぶため、また監視役も兼ねていたかと思われる中国人女医とで共同で手術にあたった。留用されてきた医師と中国人女医は、両方が理解できるという理由で、英語を使用して意思の疎通をはかっていた。前線に近い野戦病院であり、戦線から次々に送られてくる大勢の負傷者に対し、物資は限られており、様々なものが不足していた。

この状況に際し、留用された医師と看護婦は自分たちの血液を提供していた。片手で採血・輸血を行う一方、もう片手で器具を使う姿が日常的に見られた。これに対して一緒に手術にあっていた中国人女医は驚嘆したという。いまは同じ陣営の医療従事者として共に活動しているとはいえ、つい先ごろまで戦争で敵対していた相手に対して、なぜそこまで献身的に治療にあたれるのか、と疑問に思っただろう。しかし日本人医師と看護婦たちは、「医療従事者の目の前に治療すべき患者がいるのなら、それが誰であろうが治療する。そこに敵味方の区別はない。それが医療従事者として当然の行為」と認識していた。視察に来た軍の衛生部部長も、手術中、日本人医師や看護婦たちが自分の血を患者に輸血することに感嘆したという。岡本たちは表彰を受けた。

このような手術は一日中、朝から晩まで、運び込まれてくる患者のために続けられた。

手術で弾丸を抜き取ったり、患者の手足を切り落とったり、という毎日であった。もっとも、すべての留用された日本人がこうだったわけではなく、中には逃亡するものもいた。

共産党の政策に「第五に、日本人の仕事に対する点検と指導を行うこと」の、「①それぞれの仕事ぶりを点検し、改良をはかる意見を発表させる」「②昇格・降格の制度と賞罰の制度を実施し、模範的な行為を広げ、劣者を戒める」というのがあったが、逃亡者にそのような施策に耐えられない人物が含まれていることは想像できる。

しかし、それ以上に、捕虜として連れてこられたのだと思いながら東方遙拝を行っていた日本人がいたこと。またそんな日本人に対する中国人の寛容さ、この手術室での岡本の勤務態度に聞き取り者の私は驚いた。この中国人女医も同じような驚きを禁じ得なかったのではないか。

2. 留用されている間の給料について

留用されている間に、岡本らが受け取った給料だが、これも前記の政策に準じている。

(1) 共産党側の留用日本人に対する給料

共産党側においては、「日本人への報酬を月ごとに、可能であれば半月ごとに支払う。未払いの報酬は速やかに補う」とされており、四平で政府要員になるまでは「居住、食料、燃料、服」の現物供給制、政府要員になってからは俸給制になった。岡本の給料の水準は婦長、石黒の給料の水準は、薬科大学卒の薬剤師と同等であった。給料額は「コウリヤン、栗、燃料（石炭）、食用油、塩」の時価を算出基準にしていた。岡本はその当時、380分を給料としてもらっていたが、その当時の中国人の新卒の医者との給与は150分から180分ぐらいであったという。彼女はその半額（すなわち、190分）を日本の実家に送金したが、それは当時の日本のお金で3,500円に相当したという。ちなみに、1953年に彼女が日本に帰国し、長岡で看護師として働いたときの初任給は8,000円であったという⁽²⁷⁾。

(2) 国民党側の留用日本人に対する給料

第2章で引用した「中国境内日本籍人暫定徴用通則」において、留用日本人に対しては、「3. 徴用された日本籍人員の待遇は、連合国と日本国との平和条約を締結する以前は生活費のみを支給する。和平条約成立後に雇用を継続する必要がある場合には、別に給与を定める。」とある。この後、待遇基準として各地の実情に合わせ、甲級50万元、乙級40万元、丙級30万元の生活を維持するのに適当な給与を与える、という案も出ていた⁽²⁶⁾。

3. 賠償としての留用

この聞き取り調査時、改めて過去を振り返ったとき、岡本は戦況が落ち着くまで給料や報酬がなかったことに関して、「私たちが命がけで働いていた、あれは日中戦争の賠償の一部だったのかもしれない」と言った。そのことは確かに事実でもあっただろう。下に、引用した文章には、それが表れている。

日本の技術者の留用は、「中国境内日本籍人暫定徴用通則」に準じており、特殊な需要により徴用せざるをえないものである。また、戦争の間、日本人は我が国各地で破壊と略奪の限りを尽くしたため、我が国に代わってこれを復興し、かつ賠償するのが当然の理である。我が国によって徴用される技術者は欧州での労働賠償とは異なるものであるが、我が国が人員の留用無くして生産の維持がおぼつかない期間においては、事実としても、また責任としても、我が国の生産事業の回復への悪影響を回避するためには在職半ばの帰国は認められない。技術者の留用については、事実上その必要がなくなり、また我が国にそれらの仕事が引き継げる人材がそろったときには、関係機関による審査の後、「中国境内日僑集中管理法」の適用を受け、日僑として収容した上日本に送還される⁽²⁸⁾。

以上は、1946年2月、国民政府行政院外交部の、留用技術者に対する途中帰国の許可に関する回答である。これは国民党側のひとつの意見だが、共産党側にもある程度この見解は当てはまるのではないだろうか。

つまり、日本人の留用には、極度の人材不足を補うための側面と、その極度の人材不足・物資不足を引き起こした戦争の賠償としての側面があったのだということではないか。

戦争で失われた人材や、滞ってしまった経済や技術を「留用」という形でことになったのだとすれば、岡本の言うとおり、彼ら／彼女らの留用は日中戦争における賠償の一部として考えられていたのかもしれない。

4. 留用の記憶

留用された経験の記憶を、岡本や石黒は悪いもの、嫌なものであったと考えてはいない（ちなみに、石黒は2010年に逝去した）。むしろ、中国というもうひとつの故郷ができたようだと言っていた。中国との戦争、国共内戦の中であったものは確かに暗い記憶であったかもしれない。だが、その中でできた中国人との縁は大切なものだという。そして、この時期に中国で留用されて、身を持って様々なことを知ったことが今の彼女を形作った。彼女は積極的に見聞を広め、自分の中国経験を人前で語り、文章を書く、という活動を今でもしている。そして、平和と日中友好の重要性を若い世代に伝えようとしている。

おわりに

留用とは何であったのか。それは国民党や共産党、中国側にとっては「当然の賠償」であり、「内戦における必要不可欠な人員確保」、そして「次世代の技術育成」のためのものであったといえるかもしれない。

しかし、日本人にとっての「留用」とは何だったのだろうか。中国側の留用を裏返して、日本の、ひとりの従軍看護婦の視点から考えてみたい。

留用された彼ら/彼女らは、当時の日本が押し進めていた侵略政策の一環としての破壊や略奪を伴う日中戦争のツケを払うことになった、とも言えるのではないか。だが、留用された一人ひとりの日本人にとってみれば、戦争のツケを払わされただけではないという気がしている。

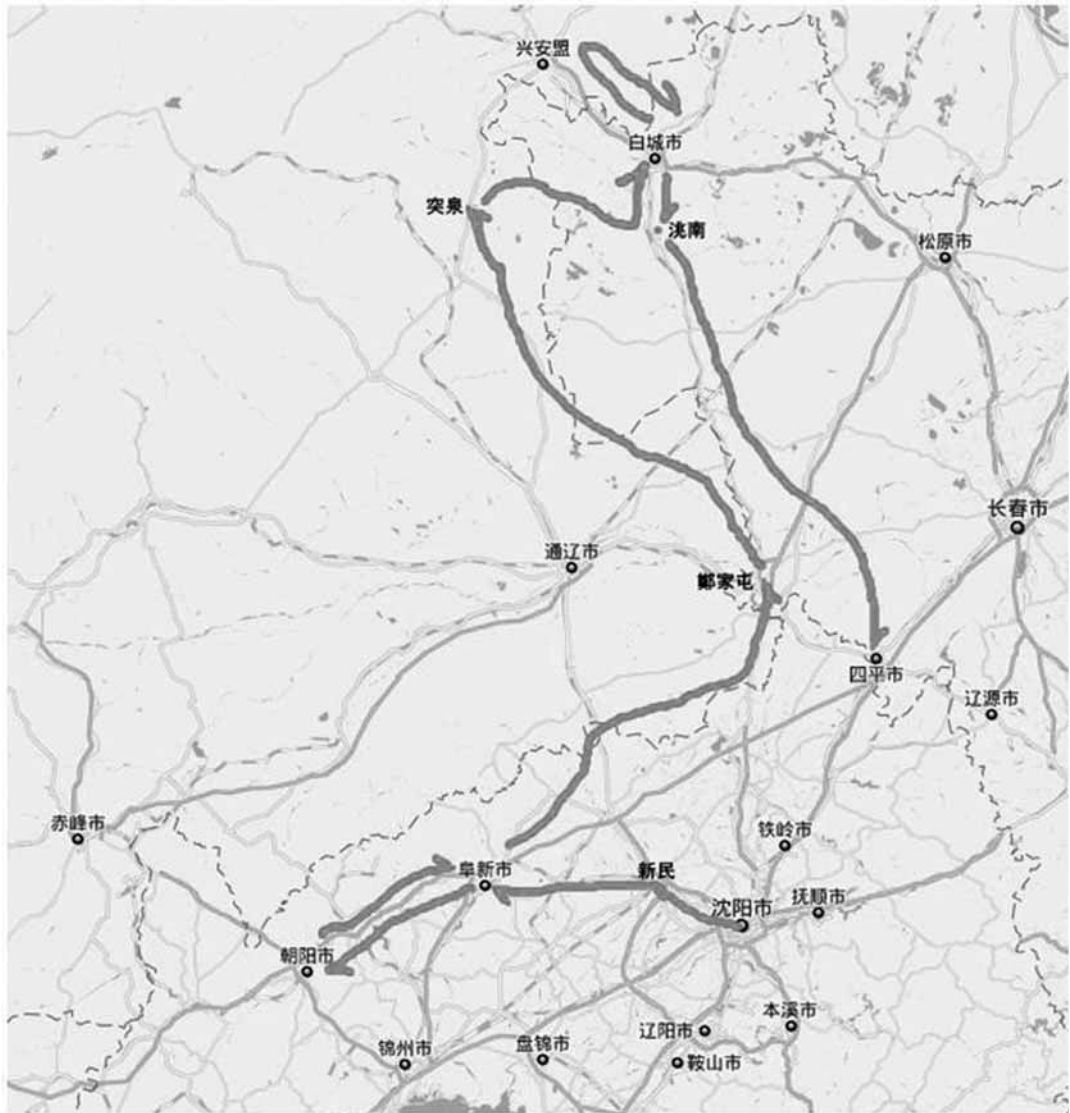
私は、彼ら/彼女らの脳裏には「もうひとつの戦争」という言葉があるのではないかと思う。

留用された日本人たちは、この「もうひとつの戦争」に、様々な理由や事情で加わるようになった。この戦争の中で、彼ら/彼女らは今までの「戦争」の時に持っていたものとは違う、もうひとつの視点を得た。それまでのように自分のこと、日本人ことだけでなく、ほかのこと——戦争の侵略性への反省、平和の尊さ、他民族との絆、信頼、友好、人間性、思想の多様さなど——についても考えることができるようになる。

たとえば、岡本たちは、八路軍に入ってもしばらくは、「東方遙拝」を行ったりしていた。しかし、「彼らは、なぜこれをやめるようにと言わないのだろうか。」と、しだいに周りに目を向けて、自分自身と、今まで考えてみなかったものについても考えてみるようになったという。

人には、戦争などのように、風化させてはならない記憶というものがあると私は考えている。祖母が経験したふたつの戦争において、何があったのか伝えてくれた戦争の記録を、私はまた、次の代へ残さなければならぬと考えている。

岡本らが留用されるに至るまでに、留用の前に中国で行われていた戦争は、いったいどういうもので、何があったのか。何が留用に至るまで、人材を失わせ、破壊していたのか。戦争が引き起こした惨禍。留用を知る上で、そのことも忘れてはいけない。



石黒（旧姓 岡本）三沙子が留用されてからの、大まかな軌跡
 グーグルマップより（2011年1/6閲覧・参考）<http://maps.google.co.jp/>

註

- (※1) 帰国ができなかった人々：シベリアに移送・抑留された日本軍将兵なども含んでいる。
 1945年9月2日の「一般命令第1号」により、満州を除く中国各地の日本軍は蒋介石に降伏することになっていた。
 有賀貞『国際関係史16世紀から1945年まで』p.409
- (1) 国立国会図書館「日本国憲法の誕生」
 憲法条文・重要文書 ポツダム宣言（出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966年刊）より
<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html>（最終閲覧1/12.2012）。
- (2) 中共中央党史研究室編『中国共産党歴史』第1巻(1921 - 1949)中共党史出版社、p.667。

- (3) 斎藤道彦編『日中関係史の諸問題』p.225。
- (4) 同上 p.243、「日本人管理委員会の成立経過及今後工作計画」（1949年10月）。
- (5) 同上pp.228-229、「中国境内日籍員工暫行徵用通則」。
- (6) 同上 p.230、「行政院訓令」（1946年1月6日）。
- (7) 鹿俊錫「東北解放軍医療隊で活躍した日本人：ある軍医院の軌跡から」pp.40-41。
東北民主聯軍総衛生部政治部『關於目前緊急工作任務的指示』（1946年9月9日）。
- (8) 斎藤道彦『日中関係史の諸問題』pp.248-249、中共中央東北局による1949年12月現在の統計より。
- (9) 梅村卓「抗日・内戦期中国共産党のラジオ放送」
<http://www.jaas.or.jp/pdf/54-1/3-21.pdf>より（最終閲覧1/4）。
- (10) 同上。
- (11) 江夏他編『近代中国東北地域史研究の新視覚』pp.259-260。
- (12) 石黒三沙子への聞き取り調査より。
- (13) 同上
- (14) 『錦州医学院校史』（1946-1994） pp.3-4より和訳。
- (15) 同上 p.7より和訳。
- (16) 『中国現代史地図集』p.223より和訳。
- (17) 『中国新人主革命通史11（1946-1947）』p.559より和訳。
- (18) 池田他編『図説 中国近現代史（新版）』p.152,p.158。
- (19) 『錦州医学院校史』（1946-1994） p.6より和訳。
- (20) 同上 p8 - 10より和訳。
- (21) 『中国現代史地図集』p.250。
- (22) 『図説 中国近現代史（新版）』p.158。
- (23) 錦州医学院校史（1946-1994） pp.19-20より和訳。
- (24) 『侵略の証言』 p.266、pp.269-270。
- (25) 『日中関係史の諸問題』 p.231。
- (26) 同上 p.248。
- (27) 「ある留用された日本人看護婦が語る満州国崩壊、国共内戦、新中国——石黒ミサ子さんインタビュー」『中国朝鮮族と回族の民族教育と民族アイデンティティ形成に関する総合的研究 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書』（研究代表者 松本ますみ）2012年3月、p.148
- (28) 『近代中国東北地域史研究の新視覚』pp.231-232、「外交部呈行政院」（1946年2月20日）。

参考資料（アルファベット順・ピンイン順）

- 新井利夫、藤原彰一編『侵略の証言 中国における日本人戦犯自筆供述書』岩波書店、1999年。
- 有賀 貞『国際関係史 16世紀から1945年まで』東京大学出版会 2010年1月29日。
- 江夏由樹、中見立夫、西村成雄、山本有造 編『近代中国東北地域史研究の新視覚』山川出版社、2005年。
- 飯島渉、久保亨、村田雄二郎編『シリーズ20世紀中国史 2. 近代性の構造』東京大学出版 2009年。
- 池田誠、安井三吉、副島昭一、西村成雄『図説 中国近現代史（新版）』法律文化社 1993年。
- 岩村三千夫『現代中国の歴史3 社会主義への道』徳間書店 1966年。
- 『錦州医学院校史（1946-1994）』吉林省内部資料、准印証第9605020号。
- 国立国会図書館「日本国憲法の誕生」。
- 鹿 錫俊「東北解放軍医療隊で活躍した日本人：ある軍医院の軌跡から」『北東アジア研究』No.6, 2004年。
- 鹿 俊錫「戦後中国における日本人の「留用」問題：この研究の背景と意義を中心に」『大東アジア学論集』No.6, 183-188, 2006年。
- 松本ますみ編『中国朝鮮族と回族の民族教育と民族アイデンティティ形成に関する総合的研究 日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書』（研究代表者 松本ますみ）2012年3月。
- NHK「留用された日本人」取材班『「留用」された日本人：私たちは中国建国を支えた』日本放送出版、2003。
- 落合由利子『絹ばあちゃんと90年の旅—幻の満州国に生きて』講談社 2005年。

岡部達味、安藤正士『原典 中国現代史別巻 中国研究ハンドブック』岩波書店 1996年。
 齊藤道彦編『日中関係史の諸問題』中央大学政策文化総合研究所研究叢書 8、中央大学出版部、2009年。
 邵維正編『中国新民主革命通史11 (1946-1947)』上海人民出版社 2001年。
 梅村卓「抗日・内戦期中国共産党のラジオ放送」『アジア学』Vol.54, No.1, 2008年。
 武月星主編『中国現代史地図集』中国地図出版社発行、1997年。
 中共中央党史研究室『中国共産党歴史 第1巻 (1921-1949)』中共党史出版社 2002年。
 憲法条文・重要文書 ポツダム宣言 (出典：外務省編『日本外交年表並主要文書』下巻 1966年刊) より
<http://www.ndl.go.jp/constitution/etc/j06.html>より (最終閲覧1/12.2012)

聞き取り調査対象者

石黒 (旧姓、岡本) 三沙子

1925年9月25日生まれ。本籍：和歌山県日高郡印南町美里 (現在は新潟県長岡市住吉在住)

石黒 (旧姓 岡本) 三沙子の略年表

1943年 8月15日	岡本三沙子、日赤和歌山支部の所属として、大阪の港から、陸軍野戦病院の従軍看護婦として中国東北部へ
1945年 8月8日	ソ連、宣戦布告
9日	ソ連軍が「満洲国」に侵入
15日	日本が敗戦
11月23日	岡本、八路軍西満軍区衛生部に加わる。
1946年 10月	国民党軍、通遼や開魯など占領
1947年 12月31日	病院にて、元衛生兵・石黒と結婚、石黒姓となる。
1948年 3月	四平、共産党軍による「解放」
11月2日	遼瀋戦役、共産党の勝利
1949年 1月	「第36後方病院」が軍管轄から地方政府管轄へ移行し、「遼北省立医院」と改称
7月	「遼北省立医院」(岡本が所属していた元「第36後方病院」)の大部分が四平から錦州へ移動。「遼西省立医院」として新たな病院を建設
10月1日	中華人民共和国の成立
1951年 9月	石黒夫婦に長男出産
1953年	夫、息子とともに日本へ帰国

ちなみに、「遼西省立医院」は1958年に「錦州医学院」と改名し、2006年に「遼寧医学院」と名を変えている。

(卒業論文指導教員 松本ますみ)